

指導者養成講座

令和7年度「クリーンウッド」実施支援事業
改正クリーンウッド法の制度説明会及び指導者養成講座
第2部

令和7年

林野庁木材利用課

- 合法性確認の具体例について
 - ・ デュー・デリジェンスについて
 - ・ フローチャート・チェックリスト
 - ・ 合法性確認の単位について
- 記録の作成・保存の具体例について
 - ・ 保存方法の具体例について
 - ・ 他制度の記録とまとめたの保管
 - ・ 原材料情報の保存パターン（第1種）
- 情報の伝達の具体例について（第1種）
 - ・ 納品書で行う場合
 - ・ 独自の文書で行う場合
 - ・ 情報伝達の義務が課されない場合
- 情報の伝達の具体例について（第2種）
 - ・ 納品書で行う場合
 - ・ 情報伝達内容の詳細について
 - ・ 情報伝達の具体例について
- 定期報告の具体例について
- 素材生産販売事業者の義務の具体例について
 - ・ 伐採造林届出書を利用
 - ・ 納品書を利用
- クリーンウッド法 Q&A

●合法性の確認の具体例について

合法性の確認について①（デュー・デリジェンスについて1）

- (1) 合法性確認を行う場合はデュー・デリジェンス（DD）が重要
- (2) 合法性確認でDDを行う場合、リスクの程度により調査等へ
どれほど注力するかを判断することをリスクベース・アプローチという
- (3) 「企業として判断する」というところが最も重要



↓

形式的な判断を
行って
DDできていない



↓

その時々で必要な情報を
集めDDを行っている



↓

リスクが低い場合、
通常よりも少ない調査で
判断を行う場合があってもOK

合法性の確認について②（デューデリジェンスについて2）

国産材

国内の違法伐採リスクは比較的に低いと考えられるため、「関連情報」の収集に大きなコストをかけなくても、合法性確認木材であると判断できる可能性が高いと考えられる

輸入材

輸入する国や地域などによりリスクが異なるため、関連情報として、輸出事業者からの聞き取りなども重要な情報

収集できなかった原材料情報がある場合は「当該情報を収集できなかった」ことを踏まえ、収集できた原材料情報と関連情報を用いて合法性の確認を行います。

合法性の確認について③（手引き1）

クリーンウッド・ナビでは「クリーンウッド法における合法性確認（DD）手引き」を公表しています。手引きの中にはフローチャートやチェックリスト（ダウンロード可）が掲載されています。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/howto/howto.html>



【フローチャート】

合法性確認の具体的な手順を簡単に示したフローチャートです

手順0: 木材・木材製品の譲受け等

手順1-1: 原材料情報の収集・整理

以下の情報について収集等をチェックリスト1-1を用いて行う。

- ア 樹種
- イ 伐採地域
- ウ 違法伐採に係る木材・木材製品に該当しない蓋然性が高いことを証する情報（証明情報）

手順1-2: その他の情報の収集・整理

原材料情報の真正性を高めるため、それぞれの原材料情報に関する情報について、必要に応じて収集等をチェックリスト1-2を用いて行う。

手順2: 合法性の確認

チェックリスト2を活用して行う。手順1-1, 1-2で収集等した情報に基づき、以下の観点から、取り扱う木材等の違法伐採リスクを確認する。

1. 総論
2. 樹種
3. 伐採地域
4. 証明情報
5. 譲受け元に関する情報

原材料情報
が
全
て
な
い
場
合

リスクは無視できるレベルと確認

合法性確認木材等と判断

リスクは無視できないレベルと確認

合法性確認木材等でない木材等と判断

手順3: 記録の作成・保存

以下の記録を作成し、原則5年間保存する。

- ア 収集等した原材料情報の内容 ⇒ 手順1-1で収集等した情報に相当
- イ 合法性確認木材等であるか否か ⇒ 手順2の結果が相当
- ウ 合法性確認の理由
 - ・ 収集等した原材料情報が真正であると判断した 等

手順4: 譲渡しを行う相手方への情報の伝達

以下2項目について伝達する。

- ア 原材料情報に関する情報
 - ① 原材料情報を全て収集等できた場合はその旨
 - ② 収集等できなかった原材料情報がある場合はその内容
- イ 合法性確認木材等であるか否かの情報

合法性の確認について④（手引き2）

【チェックリスト1-1】

原材料情報として収集等すべき事項を整理したチェックリスト

木材・木材製品の合法性の確認のためのチェックリスト

記入日： 年 月 日

取引内容： / 調達先：

担当者： / 責任者：

チェックリスト1-1 原材料情報として収集等すべき事項 社内管理番号：

事項	確認した書類等の情報（該当するものを選択）	自由記載欄
ア 原材料となっている樹木の樹種 樹種名：	<input type="checkbox"/> 納品書	
	<input type="checkbox"/> 売買契約書	
	<input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類（仕入書（インボイス）等）	
	<input type="checkbox"/> ウの情報の中で、樹種の記載があるもの	
	<input type="checkbox"/> 口頭での伝達	
	<input type="checkbox"/> 目視等により自ら確認	
	<input type="checkbox"/> その他（具体的に記載）： <input type="checkbox"/> 収集等できませんでした	
イ 原材料となっている樹木が伐採された地域 伐採地域名：	<input type="checkbox"/> 納品書	
	<input type="checkbox"/> 売買契約書	
	<input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類（仕入書（インボイス）等）	
	<input type="checkbox"/> ウの情報の中で、伐採地域の記載があるもの	
	<input type="checkbox"/> 口頭での伝達	
	<input type="checkbox"/> その他（具体的に記載）： <input type="checkbox"/> 収集等できませんでした	
	ウ 原材料となっている樹木が違法伐採に係る木材・木材製品に該当する蓋然性が高いことを証する情報（証明情報） ※別紙を参考	<input type="checkbox"/> 国産材における情報（具体的に記載）：
<input type="checkbox"/> 輸入材における情報（具体的に記載）：		
<input type="checkbox"/> 証明書等が発行されない伐採であった（具体的に記載）：		
<input type="checkbox"/> 収集等できませんでした		

【チェックリスト1-2】

その他の収集等を検討すべき事項を整理したチェックリスト

木材・木材製品の合法性の確認のためのチェックリスト

記入日： 年 月 日

取引内容： / 調達先：

担当者： / 責任者：

チェックリスト1-2 その他の収集等を検討すべき事項 社内管理番号：

事項	収集・整理した情報（該当するものを選択）	自由記載欄
エ 樹種に関する補足情報	<input type="checkbox"/> 木材の目視、組織観察、DNA分析、安定同位体分析等を行い、信頼性を高めました	
	<input type="checkbox"/> 園が提供する情報等により、記載された地域に分布する樹種であることや、伐採地域で伐採や取引の禁止対象となる樹種が含まれていないことを確認しました	
	<input type="checkbox"/> その他（具体的に記載）：	
オ 伐採地域に関する補足情報	<input type="checkbox"/> 伐採地の衛星データ等を確認し、信頼性を高めました	
	<input type="checkbox"/> 現地調査を行い、信頼性を高めました	
	<input type="checkbox"/> DNA分析、安定同位体分析等を行い、信頼性を高めました	
	<input type="checkbox"/> その他（具体的に記載）：	
カ 証明情報に関する補足情報	<input type="checkbox"/> 証明書等の届出先や発行元に実際に届出されたか、許可書が発行した書類であるかどうか等を照会しました	
	<input type="checkbox"/> 証明書等の届出先等は汚職の可能性が低く、違法伐採対策に関する法令が整備されていることを確認しました	
	<input type="checkbox"/> その他（具体的に記載）：	
キ 調達先に関する情報	<input type="checkbox"/> 「合法的に伐採された木材・木材製品を供給する」旨の契約等を結んでいます	
	<input type="checkbox"/> 取引実績があり、木材・木材製品の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	
	<input type="checkbox"/> 合法性に関する第三者機関による認証（森林認証等）、認定（合法木材供給事業者認定等）等を受けています	
	<input type="checkbox"/> 木材・木材製品の合法性に関する行動規範や、取組等について公表しています	
	<input type="checkbox"/> 関係者へ問合せを行い、過去に問題を起こしたことはないか等を確認しました	
	<input type="checkbox"/> 譲受けた木材・木材製品について、森林所有者や樹木の伐採をした事業者までのサプライチェーンを把握しています	
<input type="checkbox"/> その他（具体的に記載）：		

合法性の確認について⑤（手引き3）

【チェックリスト2】

木材・木材製品の違法伐採リスクの確認に係る確認事項を整理したチェックリスト

チェックリスト2 木材・木材製品の違法伐採リスクの確認に係る確認事項

「低リスク評価寄与度」の上位の項目が確認できれば、下位の項目の確認は省略可能です。

No.	低リスク評価寄与度			確認内容	チェックリスト1-1、1-2の事項
	大	中	小		
1 総論					
(1)	<input type="checkbox"/>			収集等した全ての書類は、期限は有効、発行日は適当なものです	ウ、カ
(2)	<input type="checkbox"/>			木材・木材製品の全量についての原材料情報(樹種、伐採地域、証明書)を把握できています	ア、イ、ウ
(3)		<input type="checkbox"/>		木材・木材製品は、単一の樹種で構成されているものです	ア、エ
(4)			<input type="checkbox"/>	木材・木材製品の一部についての原材料情報(樹種、伐採地域、証明書)を把握できています	ア、イ、ウ
2 樹種					
(1)	<input type="checkbox"/>			木材・木材製品の原材料の樹木について、樹種名を把握しています	ア、エ
(2)		<input type="checkbox"/>		木材・木材製品の樹種に関し、範囲が明確な総称(SPFなど)を把握しています	ア、エ
(3)	<input type="checkbox"/>			木材・木材製品の樹種は、記載された伐採地域に分布するものであり、かつ、その地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種は含まれていません	エ
(4)		<input type="checkbox"/>		植林木/人工林由来の樹木のみが原材料として使われています	ア
(5)			<input type="checkbox"/>	伐採地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません	ウ、エ
3 伐採地域					
(1)	<input type="checkbox"/>			木材・木材製品の原材料の樹木について、伐採地域を把握しています	イ、オ
(2)		<input type="checkbox"/>		伐採地域に関し、国よりも広範な地域(アジアなど)は把握しています	イ、オ
(3)	<input type="checkbox"/>			現地で伐採跡地を調査することにより、真正性を確認しました	オ
(4)		<input type="checkbox"/>		伐採地の衛星データ等を確認し、真正性を確認しました	オ

4 証明情報					
(1)	<input type="checkbox"/>			当該情報を収集等することができ、補足情報を用いて真正性を確認しました	ウ、カ
(2)		<input type="checkbox"/>		当該情報を収集等することができました	ウ
(3)			<input type="checkbox"/>	譲受けた木材・木材製品について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係を把握しています	キ
(4)	<input type="checkbox"/>			伐採地域は汚職・腐敗が行われている可能性が低く、かつ、違法伐採対策に関する法令が整備されています	カ
(5)		<input type="checkbox"/>		伐採地域において、違法伐採や違法行為等の報道はありません	カ
(6)	<input type="checkbox"/>			伐採された樹木は法令による規定が適用されない樹木であることを確認しました(除伐等の手続不要な伐採など)	ウ、カ
5 調達先に関する情報					
(1)	<input type="checkbox"/>			調達先と「合法的に伐採された木材・木材製品を供給する」旨の契約等を結んでいます	キ
(2)		<input type="checkbox"/>		調達先とは取引実績があり、木材・木材製品の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	キ
(3)			<input type="checkbox"/>	調達先は、森林認証(FSCやPEFC)等の第三者機関による認証を受けた事業者です	キ
(4)			<input type="checkbox"/>	調達先の事業者は、木材・木材製品の合法性に関する自己宣言や、取組についての報告等を公表しています	キ
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと確認し、合法性確認木材等であるかどうかを判断					
	<input type="checkbox"/>			違法伐採リスクは無視できるレベルと確認し、合法性確認木材等であると判断しました	
	<input type="checkbox"/>			違法伐採リスクは無視できないレベルと確認し、合法性確認木材等でない木材だと判断しました	

合法性の確認について⑥ 合法性確認の単位について

合法性確認の単位は任意です。原木市場を例に具体的に説明します。

7/23日の市 入荷材内訳

A. 入荷業者: ○○林産 入荷日: 7/17日
【合法木材GL認定事業者】

トラック 1



証明書①

トラック 2



証明書①

トラック 3



証明書②

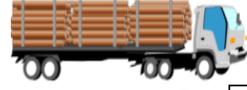
B. 入荷業者: △△林業 入荷日: 7/17日

トラック 4



証明書③

トラック 5



証明書③

C. 入荷業者: □□組合 入荷日: 7/19日
【合法木材GL認定事業者】

トラック 6



証明書④

トラック 7



証明書⑤

トラック 8



証明書⑤

＜考えられる単位の例＞

1. トラックごと: 8回確認
(トラック1~8)
2. 証明書ごと: 5回確認
(証明書①~⑤)
3. 入荷業者ごと: 3回確認
(入荷業者A、B、C)
4. 合法木材GL認定の有無ごと: 2回確認
(認定有: A・C、無: B)
5. 入荷日ごと: 2回確認
(7/17、7/19)
6. 市ごと: 1回確認

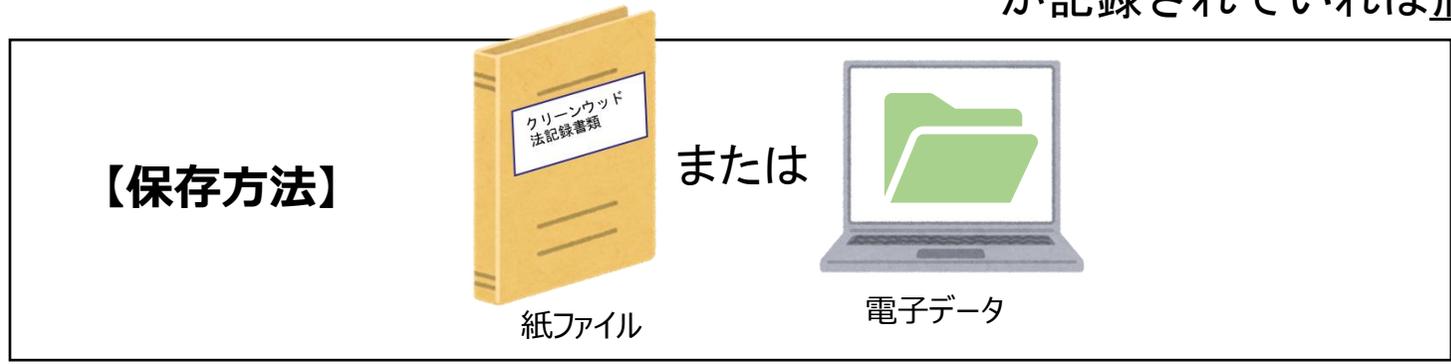
※確認をまとめて行う場合、対象に一部でも「合法性確認木材等でない木材」が含まれる場合は、当該木材全体を「合法性確認木材等でない木材」とする必要があることに留意

●記録の作成・保存の具体例について

記録の作成・保存① 具体例 1

第1種事業者については ①原材料情報の内容、②合法性確認結果、③合法性確認の理由
 第2種事業者については ②合法性確認結果のみ

が記録されていれば形式は自由。



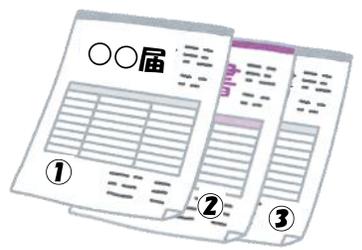
第1種事業者の場合を例に保管方法例①～④は以下のとおり

例① 合法性確認結果等一覧表＋原材料情報

原材料情報や合法性確認結果・理由等を整理した表と証明書をセットで保管

証明書No	樹種	伐採地域	合法性確認結果	理由
①	スギ	福島	合法性確認木材	収集した原材料情報等を踏まえて、内覧に附り判断した
	ヒノキ	栃木	合法性確認でない	十分な情報を収集できなかった
②	スギ	福島	合法性確認木材	収集した原材料情報等を踏まえて、内覧に附り判断した
③	スギ	福島	合法性確認木材	収集した原材料情報等を踏まえて、内覧に附り判断した
④	広葉樹	茨城	合法性確認でない	原材料情報の真正性に疑義
⑤	スギ	福島	合法性確認木材	収集した原材料情報等を踏まえて、内覧に附り判断した
⑥	マツ	福島	合法性確認木材	収集した原材料情報等を踏まえて、内覧に附り判断した
⑦	ヒノキ	宮城	合法性確認木材	収集した原材料情報等を踏まえて、内覧に附り判断した
⑧	スギ	宮崎	合法性確認木材	収集した原材料情報等を踏まえて、内覧に附り判断した

+



証明書

原材料情報や合法性確認結果・理由等を整理した表

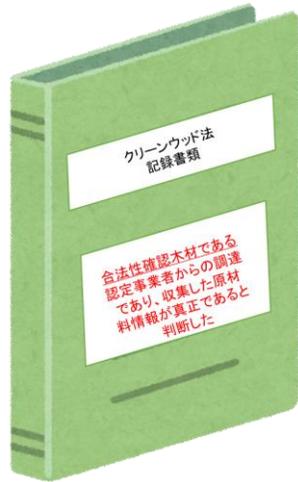
例② 合法性確認単位毎の確認結果等＋原材料情報のセット

合法性確認を行った単位ごとに結果の記録と証明書をセットで保存

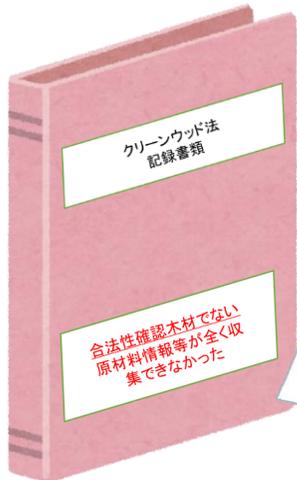


例③ 確認結果等別に保管

合法性確認結果や判断理由が同じものをまとめて保管
 ※確認結果や理由を表紙等に記載し、当該物件の原材料情報を保管



- 合法性確認木材である
 - 認定事業者からの調達であり収集した原材料情報が申請であると判断した
- もののみまとめて保管



- 合法性確認木材でなし
 - 原材料情報が全く収集できなかった
- もののみまとめて保管



例④ クリーンウッドシステムに登録

※画面イメージ

合法性確認結果登録

合法性確認結果の登録をします。必須事項を入力後、登録ボタンを押してください。

原材料情報

原材料ID:2507-000025

原材料情報1

収集した原材料情報の内容

伐採地域・国	日本 山形県	
樹種	ヒノキ クロマツ	
合法性証明書	証明書種別	伐採造林届適合通知
	証明書	xxxの伐採造林届.pdf

原材料情報2

伐採地域・国	日本 栃木県	
樹種	スギ クスギ	
合法性証明書	証明書種別	森林経営計画書
	証明書	xxxに関する森林経営計画書.pdf

その他関連情報

その他関連情報がある場合に入力してください

合法性確認の信頼性を向上させる
 ためのその他関連情報

その他ファイル

その他に添付したいファイルがある場合に登録してください。ファイルサイズは5MBが上限です

ここにファイルをドロップまたは

[ファイルを選択](#)

ファイルが未選択です

確認結果 必須

確認結果を選択してください。選択肢に当てはまるものがない場合はその他を選択後、確認結果を入力してください。

合法性確認結果 (定型文から選択or自由記載) その他

確認結果の理由 必須

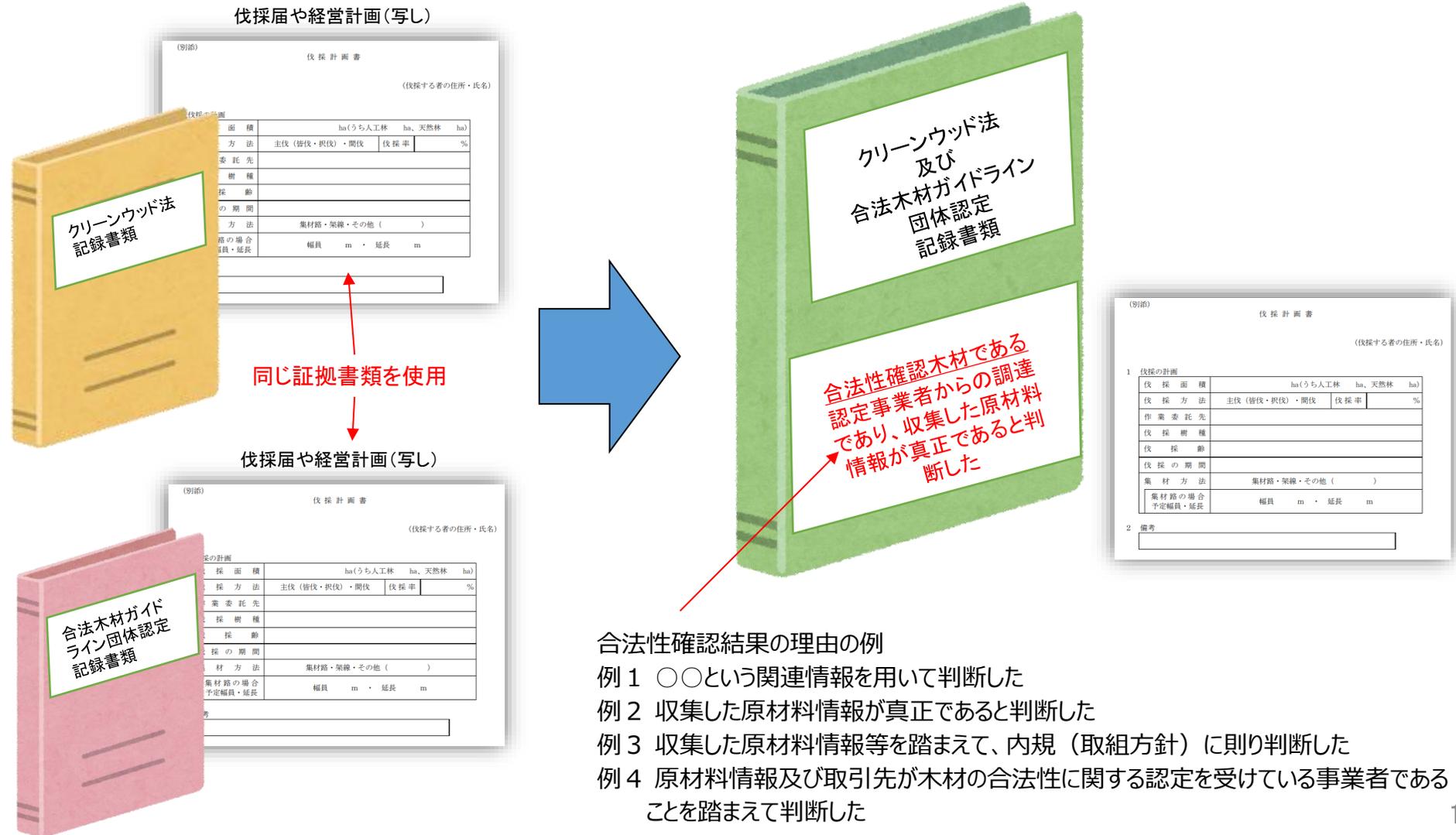
確認結果の理由を選択してください。選択肢に当てはまるものがない場合はその他を選択後、確認結果を入力してください。

合法性確認理由 (定型文から選択or自由記載) その他

記録の作成・保存③ 他制度の記録とまとめたの保管

他制度に基づく合法性関係の記録の保存においてクリーンウッド法と重複する場合、1つのファイルにまとめて保管してもよい。同じ書類をコピーして複数のファイルで保存する必要はない。

※あくまでクリーンウッド法としては問題ないとの解釈であり、他制度の運用においても問題ないかは別途確認ください



記録の作成・保存④ 原材料情報の保存パターン（第1種事業者）

第1種事業者が記録の作成保存する①原材料情報の内容②合法性確認結果③合法性確認の理由のうち、①原材料情報の内容についての具体例を説明します。

1. 証明書だけで原材料情報として完結

伐採届

証明書に樹種、伐採地域の記載あり



森林経営計画認定書 + 森林経営計画書（抜粋）

証明書に樹種、伐採地域の記載あり



2. 証明書+αで原材料情報として完結

① 証明書+別書類



+



原材料情報の一部（樹種等）の記載がない証明書

証明書に記載ない情報（樹種や伐採地域）を記載した納品書等

② 証明書に直接追記



不足する原材料情報を証明書に直接書き込むことで原材料情報として完結

③ 証明書+一覧表等

証明書No	樹種	伐採地域	合法性確認結果	理由
①	スギ	福島	合法性確認木材	収集した原材料情報等を踏まえて、内閣に割り判断した
	ヒノキ	栃木	合法性確認でない	
②	スギ	福島	合法性確認木材	収集した原材料情報等を踏まえて、内閣に割り判断した
③	スギ	福島	合法性確認木材	
④	広葉樹	茨城	合法性確認でない	収集した原材料情報等を踏まえて、内閣に割り判断した
⑤	スギ	福島	合法性確認木材	
⑥	マツ	福島	合法性確認木材	収集した原材料情報等を踏まえて、内閣に割り判断した
⑦	ヒノキ	宮城	合法性確認木材	
⑧	スギ	宮崎	合法性確認	

樹種・伐採地域

証明書と対応できる形で樹種や伐採地域を一覧表にとりまとめ

●情報の伝達の実例について（第1種）

情報の伝達（第1種）① 納品書で行う場合 記載例（第1種→第2種）

CW法に基づく伝達情報

- ・原材料情報収集結果※ 1
- ・合法性確認結果※ 2
- ・登録番号（登録業者の場合）

登録番号は、文字での伝達ではなく登録番号付きの「基本ロゴマーク」の掲載でも可



CLEAN WOOD

登録：xxx-CLW-xxx

他制度に基づく伝達情報※ 3

（当該木材にかかるもののみ）

例：林野庁GLの団体認定
森林認証 等

納品書

〇〇 株式会社
〇〇〇〇 部署
代表 林野 太郎 様

発行日：YYYY年MM月DD日
発行者： 〇〇 株式会社〇〇〇〇 部署
所在地： 〇〇県 〇〇〇市〇町 12-34
代表： 山元 花子

本体金額：¥ 999,999,999
消費税：¥ 999,999,999
合計金額：¥ 999,999,999

樹種	品名	等級	長さ	厚	幅	入	単位	材積	金額	適用

クリーンウッド法登録木材関連事業者：〇〇〇 - CLW - XXX
◆ クリーンウッド法に基づき以下原材料情報を収集しています
☑ 樹種（スギ） ☑ 伐採地域（福島県） ☑ 証明書等（森林経営計画書）
◆ 上記の物件は合法性確認木材です

〇〇県木連00XX号
■ 上記の物件は合法的に伐採された木材のみ使用しています

- ※ 1 「全ての原材料情報を収集しています」「原材料情報のうち、証明書は収集できませんでした」などの記載でも、原材料情報収集結果の伝達に係る義務に対応できる。原材料情報の具体的内容（上記記載例の（スギ）（経営計画書）等）まで伝達するかは任意。
- ※ 2 合法木材ガイドライン（団体認定制度等）を活用してCW法に基づく合法性確認を行った場合も、当該制度に基づく伝達情報とは別に、CW法に基づく合法性確認結果を記載する必要
- ※ 3 クリーンウッド法に基づく伝達事項ではないが、必要に応じて他制度に基づく伝達情報も記載することはクリーンウッド法上差し支えない

登録事業者の場合は必須

登録番号は、文字での伝達ではなく登録番号付きの「基本ロゴマーク」

の掲載でも可



CLEAN WOOD

登録：xxx-CLW-xxx

納品書や請求書とは別に、CW法に基づく伝達情報のみ添付書類として提供する場合など

〇〇 株式会社
〇〇〇〇 部署
代表 林野 太郎 様

発行日：YYYY年MM月DD日

発行者： 〇〇 株式会社
〇〇〇〇 部署
所在地： 〇〇県 〇〇〇市
〇〇〇〇町
〇〇〇〇〇 12-34
代表： 山元 花子

クリーンウッド法登録木材関連事業者
登録番号：〇〇〇 - CLW - XXX

クリーンウッド法に基づく合法性確認情報

1. 原材料情報の記録に関する情報

原材料情報の収集結果

収集結果	原材料情報	詳細（任意）
<input checked="" type="checkbox"/>	樹種	スギ
<input checked="" type="checkbox"/>	伐採地域	福島県
<input checked="" type="checkbox"/>	証明書等	伐採届

2. 合法性確認結果

当該物件は合法性確認木材等です

3. その他情報

登録・認証等の情報

制度名等	登録番号	備考
合法木材供給事業者認定	全木連第●●-XX号	合法的に伐採された木材です
SGEC森林認証	JIA-COC-12345	100%SGEC材です

備考

・2024年●月●日～△月△日納品分

ロゴマーク等

「全ての原材料情報を収集しています」「原材料情報のうち、証明書は収集できませんでした」などの記載でも、原材料情報収集結果の伝達に係る義務に対応できる。例のように原材料情報の具体的内容（スギ、伐採届等）まで伝達するかは任意。

各制度に則した伝達事項等（当該木材にかかるもののみ）（備考欄の「合法的に伐採された木材です」等はクリーンウッド法に基づく伝達事項ではないが、こうした他制度に基づく伝達情報も記載することはクリーンウッド法上差し支えない）

情報の伝達（第1種）③ 第1種事業者であっても情報伝達の義務が課されない場合

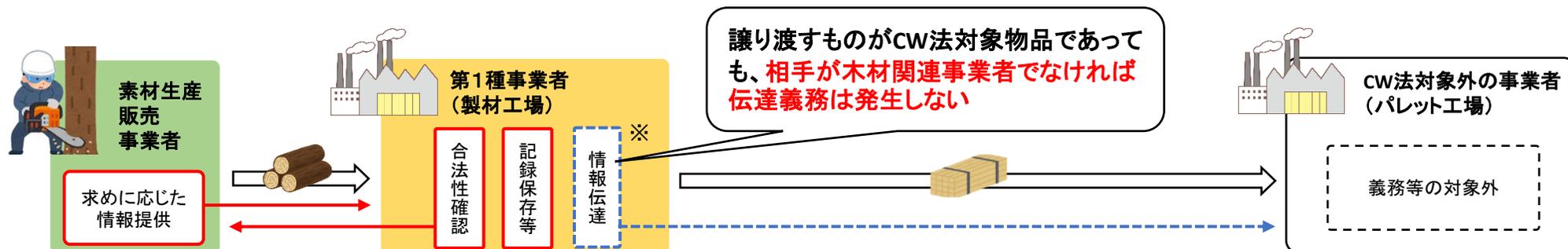
- (1) 第1種事業者が対象外物品の製造事業者に木材を譲り渡す場合は、伝達義務の対象外
- (2) 当該事業者への情報伝達は消費者と同様の扱いとなり、努力義務の対象
- (3) 将来的に対象外物品に加工されることが分かっている場合、木材関連事業者に譲り渡す場合は義務対象

<第1種事業者の義務の課され方>

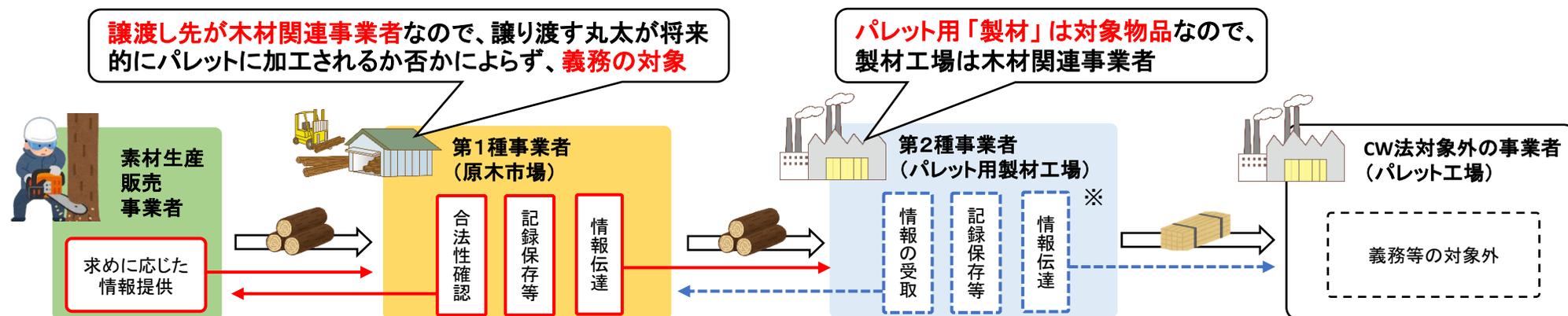
⇒ : 木材等の流れ → : 義務 → : 努力義務

【例：丸太からパレット（CW法対象外物品）が製造される場合】

○ 第1種事業者が直接パレット工場に譲り渡す場合



○ 第2種事業者がパレット工場に譲渡する場合（第1種は第2種に譲渡す）



※ CW法においては、木材関連事業者以外への譲渡は消費者への譲渡と同様に取り扱うこととなり、情報伝達の努力義務の対象

●情報の伝達の実例について（第2種）

情報の伝達（第2種）① 納品書で行う場合 記載例（第2種→第2種）

CW法に基づく伝達情報

- ・合法性確認結果※ 1
- ・登録番号（登録業者の場合）

登録番号は、文字での伝達ではなく登録番号付きの「基本ロゴマーク」の掲載でも可



CLEAN WOOD

登録：xxx-CLW-xxx

他制度に基づく伝達情報※ 2

（当該木材にかかるもののみ）

例：合法木材GLの団体認定
森林認証 等

納品書

〇〇 株式会社
〇〇〇〇 部署
代表 林野 太郎 様

発行日：YYYY年MM月DD日
発行者： 〇〇 株式会社〇〇〇〇 部署
所在地： 〇〇県 〇〇〇市〇町 12-34
代表： 山元 花子

本体金額：¥ 999,999,999

消費税：¥ 999,999,999

合計金額：¥ 999,999,999

樹種	品名	等級	長さ	厚	幅	入	単位	材積	金額	適用

グリーンウッド法登録木材関連事業者：〇〇〇 - CLW - XXX

◆ 上記の物件は合法性確認木材です。

〇〇県木連00XX号

■ 上記の物件は合法的に伐採された木材のみ使用しています。

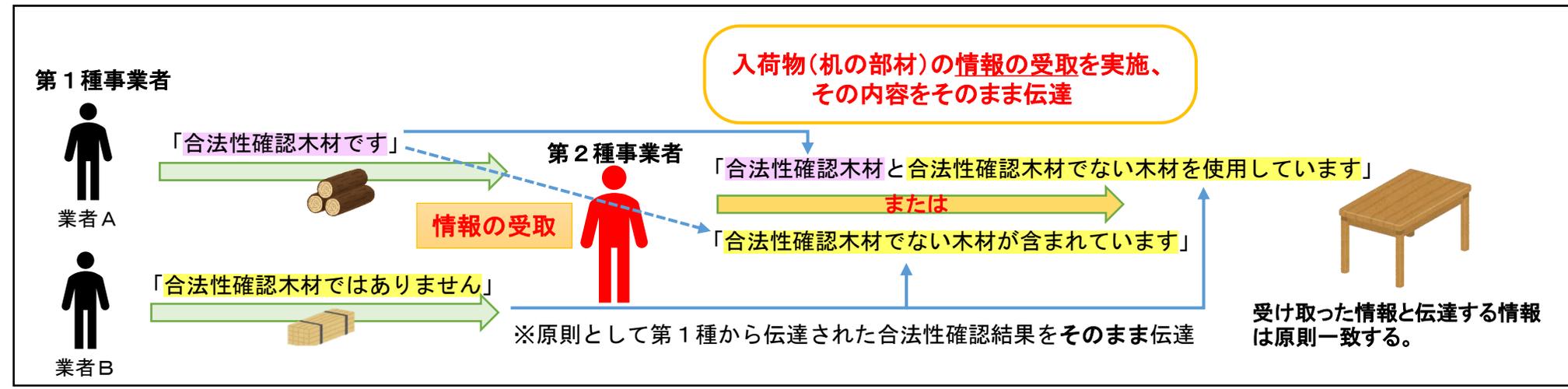
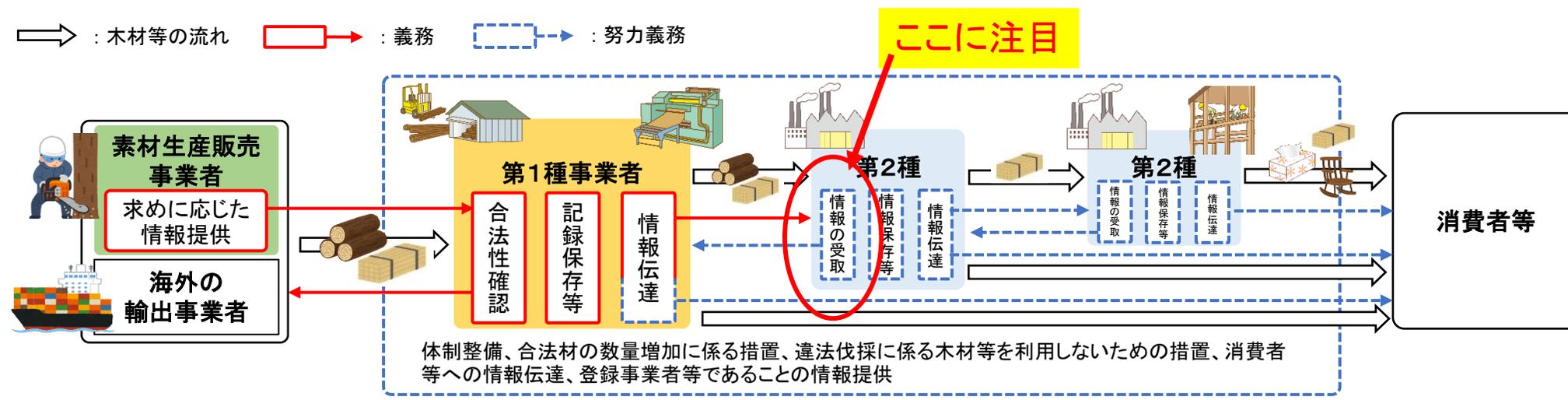
ロゴマーク等

※ 1 合法木材ガイドライン（団体認定制度等）を活用してCW法に基づく合法性確認を行った場合も、当該制度に基づく伝達情報とは別に、CW法に基づく合法性確認結果を記載する必要があります

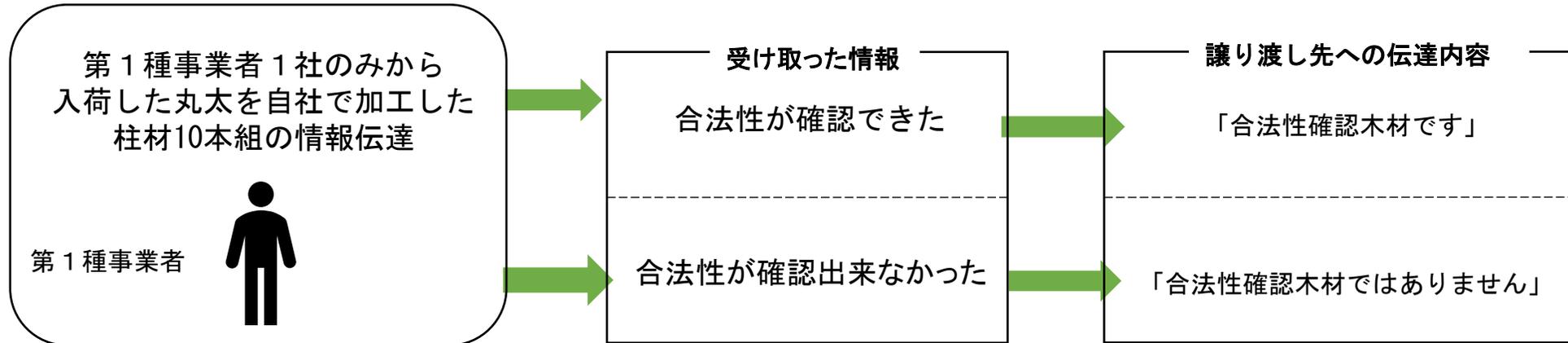
※ 2 グリーンウッド法に基づく伝達事項ではないが、必要に応じて他制度に基づく伝達情報も記載することはグリーンウッド法上差し支えない

情報の伝達（第2種）② 第2種事業者における情報伝達内容の詳細について

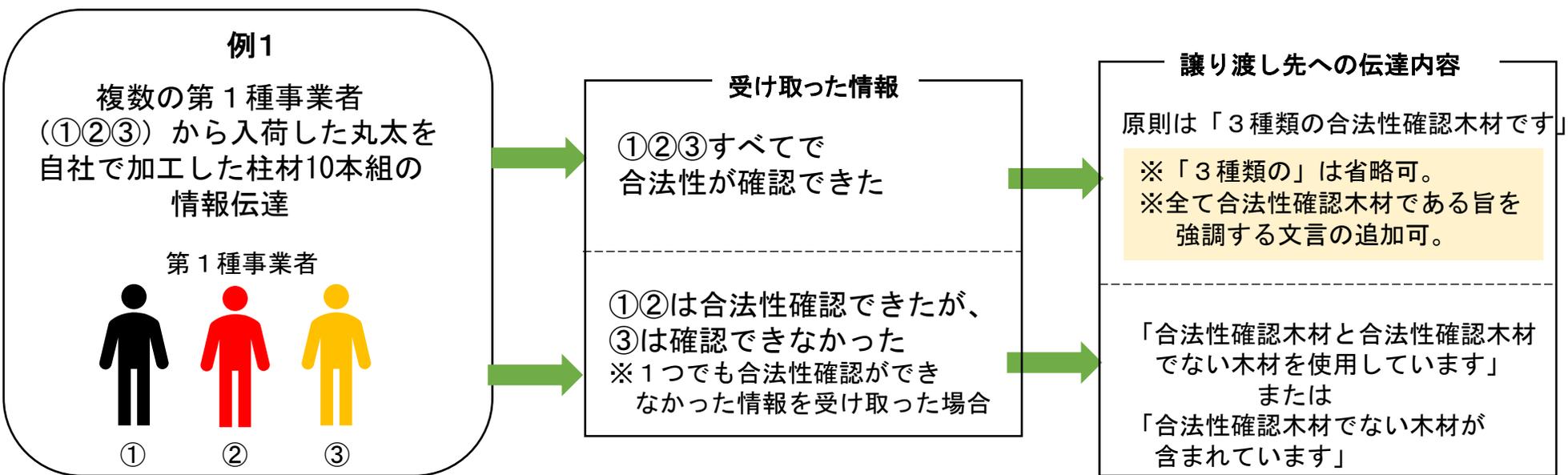
第2種事業者は第1種事業者から合法性確認結果等の情報を受領し、その内容をそのまま伝達します（第2種事業者は合法性確認は行いません）



(1) 1つの確認材の情報伝達



(2) 複数の確認材の情報伝達



（2）複数の確認材の情報伝達（つづき）

例2

複数の部材からなる家具等の情報伝達

複数の第1種事業者①②③から譲受けた材を使用し、自社で作成した机

①天板

③脚

②側板

小売事業者も
木材関連事業者追加されます。

受け取った情報

①②③すべてで
合法性が確認できた

①②は合法性確認できたが、
③は確認できなかった
※1つでも合法性確認ができ
なかった情報を受け取った場合

譲り渡し先への伝達内容

原則は「3種類の合法性確認木材です」

※「3種類の」は省略可。
※全て合法性確認木材である旨を
強調する文言の追加可。

「合法性確認木材と合法性確認木材
でない木材を使用しています」
または
「合法性確認木材でない木材が
含まれています」

情報伝達に関する対照表

事例		譲り渡し先への伝達内容
1つの確認材の情報伝達 (第1種事業者1者のみから木材を入荷した場合)		<ul style="list-style-type: none"> ・合法性確認が出来たとの情報を受け取った場合 →「合法性確認木材です」 ・合法性確認が出来なかったとの情報を受け取った場合 →「合法性確認木材ではありません」
複数の確認材の情報伝達 (複数の第1種事業者①②③)から木材を入荷、またその木材を使用し家具等を作成した場合	①②③のすべてで合法性が確認できた場合	<p>原則は「3種類の合法性確認木材です」</p> <p>※「3種類の」は省略可。 ※全て合法性確認木材である旨を強調する文言の追加可。</p>
	①②③のいずれかで合法性が確認できなかった場合	<p>「合法性確認木材と合法性確認木材でない木材を使用しています」</p> <p>または</p> <p>「合法性確認木材でない木材が含まれています」</p>

●定期報告の具体例について

定期報告① 報告対象者（一定基準以上の第1種事業者）について

基準以上となった第1種事業者は、毎年1回①及び②を主務大臣に報告

① 第1種事業者として譲受けた木材等の総量

② ①のうち合法性確認木材等の数量

定期報告の対象となる基準	第一種事業として譲受けた区分1~3ごとの量	
	区分1：国産材（丸太）の総量	3万m ³
	区分2：輸入した「木材」を丸太換算した総量	3万m ³
	区分3：輸入した家具・紙等の物品（「木材」以外）の総量	1.5万トン
	<p>* 使用する丸太換算係数は任意</p> <p>* 輸出された国木材（もしくは「伐採国が日本の木材等」）を輸入した場合は、区分1ではなく区分2に該当</p> <p>* 家具等においては、「主たる部材」意外の重量も含む。ただし、部材ごとに輸入する場合は、「主たる部材」のみの重量</p>	
報告対象	<p>➡ 第1種木材関連事業者として譲受けた木材等についてのみ報告</p> <p>➡ 上記区分1~3のいずれかの基準を上回った場合、すべての区分について報告</p>	

定期報告② 一定基準以上の具体例について 1

【例 1】 1年間で以下の木材等を木材関連事業者として譲受けをした製材工場 A について

- ① 素材生産販売事業者 α から $10,000\text{m}^3$ の国産丸太を購入（全量が合法性確認木材）
- ② 素材生産販売事業者 β から $20,000\text{m}^3$ の国産丸太を購入（うち、 $10,000\text{m}^3$ が合法性確認木材）
- ③ 自社所有林から $5,000\text{m}^3$ の丸太を調達（全量が合法性確認木材であり、全て製材に加工して譲渡しを行った）

◇Step1. 対象となる木材等の整理（第 2 種又は消費者として譲受けた木材等は対象外）

- ・ ①～③いずれも第 1 種として譲受けた木材であるため、全て対象

◇Step2. 対象となる木材等の単位の統一（木材については丸太換算も）

- ・ ①～③いずれも“ m^3 ”の丸太で統一されているため作業不要

◇Step3. 各区分の総量を求め報告の要否について確認

	国産材 【区分1】	輸入木材等		第 2 種事業者 又は消費者として 譲受けた木材等
		木材 【区分2】	家具・紙等の物品 【区分3】	
①丸太	$10,000\text{m}^3$			
②丸太	$20,000\text{m}^3$			
③丸太	$5,000\text{m}^3$			
合計	$35,000\text{m}^3$	0m^3	0トン	
基準	$30,000\text{m}^3$	$30,000\text{m}^3$	$15,000\text{トン}$	

⇒ 区分 1 で基準以上となるため、全ての区分について報告の必要あり

◇Step4. 報告内容及び報告先

- ・ 譲受けた木材等の総量 : 区分 1 = $35,000\text{m}^3$ 、その他の区分 = 0m^3
- ・ 合法性確認木材等の数量 : 区分 1 = $25,000\text{m}^3$

⇒ 木材のみを取り扱うため、農林水産大臣あてに報告

定期報告③ 一定基準以上の具体例について2

【例2】 1年間で以下の木材等を譲受けをした合板工場Bについて

- ① 素材生産販売事業者から25,000m³の国産丸太を購入（全量が合法性確認木材）
- ② 流通事業者から5,000m³の製材を購入（うち、3,000m³が合法性確認木材）
- ③ 海外事業者から2,500,000枚の単板を輸入（うち、2,000,000枚が合法性確認木材）
- ④ 海外事業者から25,000m³の製材を購入（うち、全量が合法性確認木材）

◇Step1. 対象となる木材等の整理（第2種又は消費者として譲受けた木材等は対象外）

- ・ ①、③、④は第1種として譲受けた木材であるため対象（②は第2種として譲受けた木材であるため対象外）

◇Step2. 対象となる木材等の単位の統一（木材については丸太換算も）

- ・ ③の単板2,500,000枚 = 17,500m³（工場Bで通常用いられる丸太換算係数：0.007m³/枚を使用）
- ・ ④の製材25,000m³ = 42,500m³（工場Bで通常用いられる丸太換算係数：1.7を使用）

◇Step3. 各区分の総量を求め報告の要否について確認

	国産材 【区分1】	輸入木材等		第2種事業者 又は消費者として 譲受けた木材等
		木材 【区分2】	家具・紙等の物品 【区分3】	
①丸太	25,000m ³			
②製材				5,000m ³
③単板		2,500,000枚 = 17,500m ³		
④製材		42,500m ³		
合計	25,000m ³	60,000m ³	0トン	
基準	30,000m ³	30,000m ³	15,000トン	

⇒ 区分2で基準以上となるため、全ての区分について報告の必要あり

◇Step4. 報告内容及び報告先

- ・ 譲受けた木材等の総量：区分1 = 丸太25,000m³、区分2 = 単板2,500,000枚 製材25,000m³、区分3 = 0m³
- ・ 合法性確認木材等の数量：区分1 = 25,000m³、区分2 = 単板2,000,000枚 製材25,000m³

※木材について報告は換算前の数量・単位でよい

⇒ 木材のみを取り扱うため、農林水産大臣あてに報告

●素材生産販売事業者の義務の具体例について

素材生産販売事業者の義務について①（伐採造林届出書を利用）

- 伐採造林届出書は原材料情報の証明書として活用可能ですが、樹種及び伐採地域も記載されているので、これ1枚で3つの原材料情報全てを提供することができます

伐採及び伐採後の造林の届出書

市町村長 殿

住所

届出人 氏名

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項す。

本伐採は届出者である（のうち）○が所有する立木（又は長期受委所有する立木）を伐採するものです。

1 森林の所在場所

尾鷲	市	町	大字	字	地番
	郡	村			

2 伐採及び伐採後の造林の計画
別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

原材料情報：伐採地域

原材料情報：証明書

(別添)

伐採計画書

(伐採する者の住所・氏名)

1 伐採の計画

伐採面積	ha(うち人工林 ha、天然林 ha)		
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	%
作業委託先			
伐採樹種	ヒノキ		
伐採年齢			
伐採の期間			
集材方法	集材路の場合 予定幅員・延長		
	幅員	m	延長 m

原材料情報：樹種

2 備考

素材生産販売事業者の義務について②（納品書を利用）

納品書

〇〇株式会社
〇〇〇〇部署
代表 林野 太郎 様

発行日：YYYY年MM月DD日
発行者： 〇〇株式会社〇〇〇〇部署
所在地： 〇〇県 〇〇〇市〇町 12-34
代表： 山元 花子

本体金額：¥999,999,999
消費税：¥999,999,999
合計金額：¥999,999,999

樹種	等級	長さ	厚	幅	入	単位	材積	金額	適用
スギ									宮崎県

原材料情報：樹種

原材料情報：伐採地域

- 〇〇県木連00XX号（林野庁GLの団体認定番号）
- 上記の物件は合法的に伐採された木材のみ使用しています
 - 森林経営計画認定書の写しを添付しています

添付：森林経営計画認定書及び計画書の写し

原材料情報：証明書

この例では、合法木材ガイドラインに基づく証明を使用
ガイドラインの主旨を踏まえ森林経営計画認定書等の写しを添付

クリーンウッド法 Q&A

クリーンウッド法に関するよくある質問についてご紹介します。

Q1: クリーンウッド法の対象物品でないものを製造するために対象物品(素材や製材等)を譲り受けた場合、合法性の確認等は必要か

A: 対象物品(木材等)でないものを製造する者は木材関連事業者には該当せず、合法性確認等は不要です。ただし、譲り受けの時点で製造する物品が対象物品か対象外物品か決まっていなかったり、または同じ原料を用いて対象物品と対象外物品を製造しており入荷の際に分別できない場合などは、入荷分全体について合法性確認等を行うことが必要です。なおその場合も、製造した対象外物品については譲り渡す際の情報伝達は不要です。

Q2: 製材端材をチップ用としてチップ製造業者へ販売する場合、製材端材および製造されたチップは対象物品に該当するか

A: 該当します。

素材生産の過程で発生する枝葉や林地残材、風倒木処理や流木採取等の伐採に類する行為により生産した丸太、工場から発生する端材やのこくず等について、譲渡しや木材等への加工を目的として収集する場合は、法の対象となります。譲渡しを目的として生産されているので、クリーンウッド法における「木材」の対象外となる「一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするもの」には該当しません。

第1種木材関連事業者が行う原材料情報の収集

Q3: 同一の事業者から継続的に木材等を譲り受ける場合、二回目以降についても原材料情報を収集する必要があるのか

A: 2回目以降の譲受けにおいても、原材料情報に変更がないかを確認する必要があります。

同一の事業者から同一の商品を継続的に譲り受ける場合であっても、原材料となる樹木の樹種や伐採地点は途中で変わることも想定されます。このため、2回目以降の譲受けにおいても、原材料情報に変更がないかを確認するようにしてください。

原材料情報が変わらないことが確認できれば、1回目に収集したものを使い回すことは差し支えありません。

Q4: 森林外の樹木(屋敷林や街路樹等)についても合法性確認が必要か

A: 国産材の場合、森林外の樹木はクリーンウッド法対象外のため合法性確認等の義務は生じません。ただしクリーンウッド法に準じた合法性確認(この場合は原材料情報となる証明書が収集できないので、“その他関連情報”として所有者からの聞き取りや独自証明等を踏まえて合法性を確認するなど)を行った場合、合法性確認木材(法対象)と混ぜても当該物件は「合法性確認木材」として取り扱えます。

※合法性確認において、一部でも合法性確認木材等でない木材等が含まれると「合法性確認木材でない木材等」となりますが、一部庭木等を含むチップ材等の取扱において分別管理による過度な事業者負担を避ける観点から、法に準じた合法性確認ができたものは「合法性確認木材」と一緒に扱えるものとします。

Q5: 支障木等、伐採届が不要な伐採にかかる木材の合法性はどう確認すればよいのか

A: 伐採造林届書に代えて、政令に定める書類も原材料情報として合法性確認に活用できます。「伐採届等の写しに代わる当該木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことを証する情報として政令で定める情報」(改正法第6条)については「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令」に定めているところです。例えば保安施設事業や地すべり防止工事等に伴う支障木伐採や公共工事における伐採については、それを証する書類(当該工事の請負契約書写し等)をもって確認いただけます。

Q6: 民間企業独自の証明書等は合法性確認に使用可能か

A: 原材料情報としての証明書とはなりませんが、「その他関連情報」として活用いただけます。企業の独自証明は、原材料情報としての証明書とはみなせません。ただし合法性の確認は、収集した原材料情報(樹種・伐採地域・証明書)に加え、「その他関連情報」を踏まえて行うことが規定されているので、企業等の独自証明を「その他関連情報」として合法性確認に活用いただくことは差し支えありません。

Q7: すべての原材料情報が収集できれば必ず「合法性確認木材」になるか。逆に一つでも原材料情報を収集できなかつたら「合法性が確認できない木材」となるのか

A: 原材料情報が全て収集できたことをもって、機械的に合法性確認木材等とはなりません。
収集した原材料情報が必ずしも真正なものであるとは限らないことから、原材料情報に加え、国が提供する情報、素材生産販売事業者又は我が国に木材等を輸出する者との取引の実績その他の木材等の流通及び利用に関する情報を踏まえて合法性確認を行うものとしています。
収集できなかった原材料情報がある場合は、収集できなかったという事実とその他関連情報を踏まえて合法性確認を行っていただくこととなります。

Q8: 合法性が確認できなかった木材等は流通できなくなるのか

A: 「合法性確認木材等ではない木材等」として流通させることとなります。
クリーンウッド法は流通規制を課すものではなく、合法性の確認とその結果の伝達を通じて合法性が確認された木材等の流通及び利用を促進するものです。
合法性の確認ができなかった場合は、次の取引に際し信頼性の高い取引先を選定するなど、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置（努力義務）に取り組んでいただくことで、合法性が確認された木材等の割合を高めていくことを目指しています。

Q9: 第1種事業者として譲受けた木材等と第2種事業者として譲受けた木材等を混ぜて譲渡する場合、合法性確認結果の伝達は義務か

A: 第1種事業者として譲り受けた木材等の合法性確認結果の伝達は義務です。
第2種事業者として譲り受けた木材等の合法性確認結果伝達は努力義務ですが、譲受ける事業者の利益を考えれば第2種として譲受けた木材等も含めた譲り渡す木材等すべての合法性確認結果を伝達することが望ましいです。

【例1】 2つの取引先から入荷した丸太を加工した柱材10本組

丸太① → 第1種事業者として譲受け	証明書：伐採造林届出書	確認結果：合法性確認木材
丸太② → 第2種事業者として譲受け		確認情報：合法性確認木材

⇒ 「（2種類の）合法性確認木材です」「合法性確認を行った木材は原材料情報を全て収集しました」

Q10: すべての製材品や合板について合法性を確認済である旨をホームページ等に掲載することで、取引先の木材関連事業者へ合法性確認結果の情報伝達をしたと見なせるか

A: ホームページへの掲載だけでは情報伝達とは見なせません。
「木材関連事業者は、木材等の譲渡しをする場合における相手方への情報の伝達について、当該木材等が合法性確認木材等であるか否かの別の情報を当該譲渡しの相手方に伝達することにより行うものとする。」と規定しています。
情報の伝達とは①他者が知覚できる、②相手方に届いたことが分かる、の2つを満たしている必要があります。
合法性確認結果をホームページに掲載する場合、そのホームページのURL等を伝票や契約書などに記載し、相手方へ確実に渡すことができれば、情報伝達をしたこととなります。

Q11: 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」やその他の制度等による合法性に係る情報伝達を、クリーンウッド法の情報伝達に代えられるか

A: 他制度に基づき合法性に関する情報伝達を行っていても、別途クリーンウッド法に基づく情報伝達を行っていただく必要があります。

クリーンウッド法の下で伝達すべき以下の事項をカバーする必要があります。

第一種木材関連事業者においては

①合法性確認結果：「合法性確認木材等である」か否か

②原材料情報に関する情報

第二種木材関連事業者においては

①合法性確認結果：「合法性確認木材等である」か否か

なお、クリーンウッドでは「合法伐採木材」と「合法性確認木材」を区別しているため、「合法伐採木材です」ではなく「合法性確認木材等」である旨を伝達いただく必要があります。

努力義務について

Q12: 努力義務は何のために必要なのか

A: 合法性確認木材100%のためのPDCAサイクルを循環させるためです。

クリーンウッド法は法令に適合して伐採された木材や木材製品の流通及び利用を促進するためのもので、将来的には国内において合法性確認木材100%を目指しています。

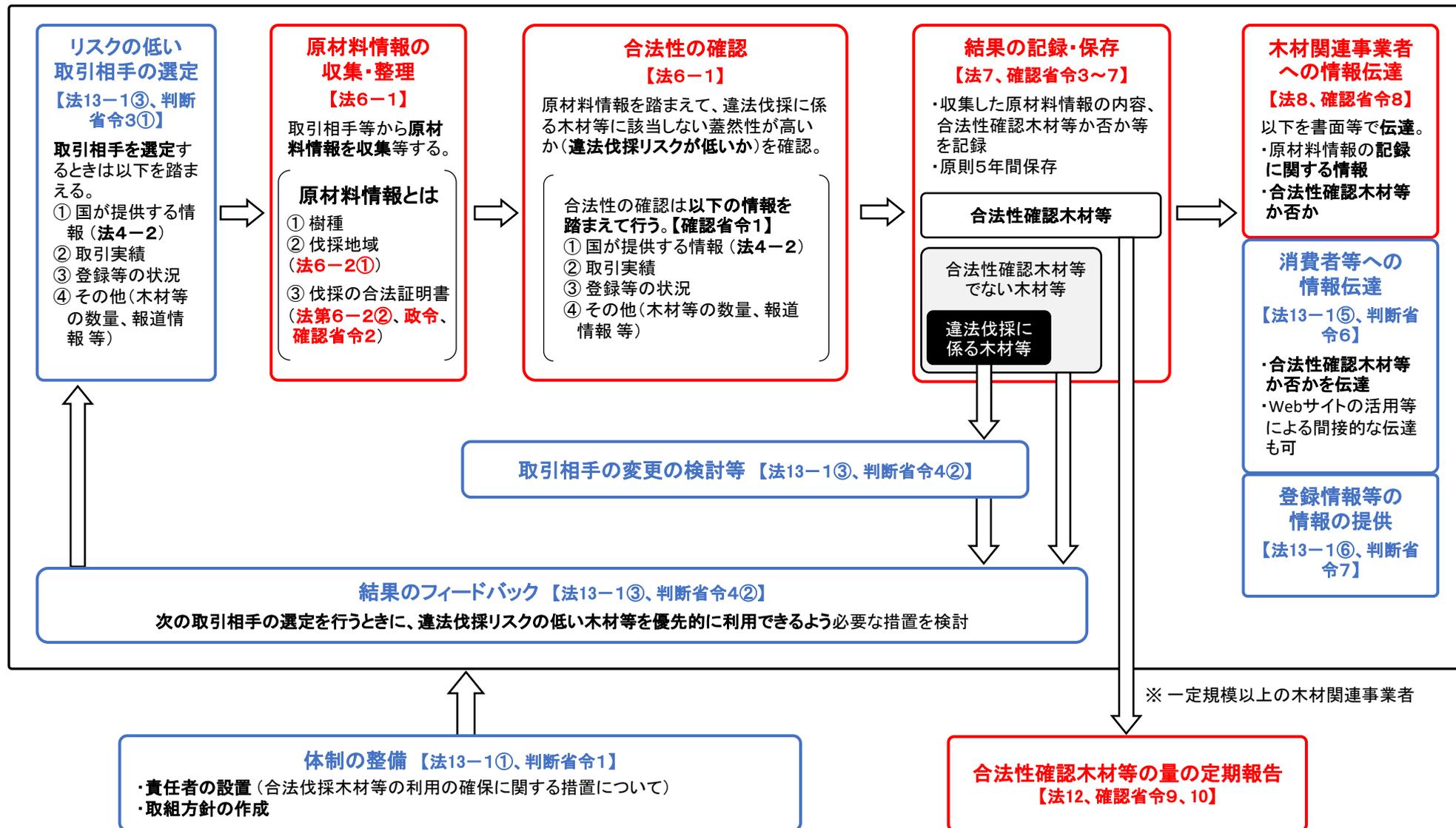
令和7年4月施行の改正法で川上・水際の木材関連事業者の合法性確認を義務化されましたが、違法伐採リスクは、国内外の情勢や取引相手の状況等、様々な要因によって変化することから、合法性の確認だけでなく、信頼性が高い取引先の選定や得られた知見を活用した取組の改善等を継続的に実施することでPDCAサイクルを回し、一連の取組の精度の向上を図ることが重要です。

努力義務としてこれらの措置を講ずることで、合法性確認木材等のみが取り扱われるようにしてきます。

(参考) 合法性確認木材100%に向けたPDCAサイクル (第1種)

【第1種事業者の取組の全体像】

□ : 義務 □ : 努力義務



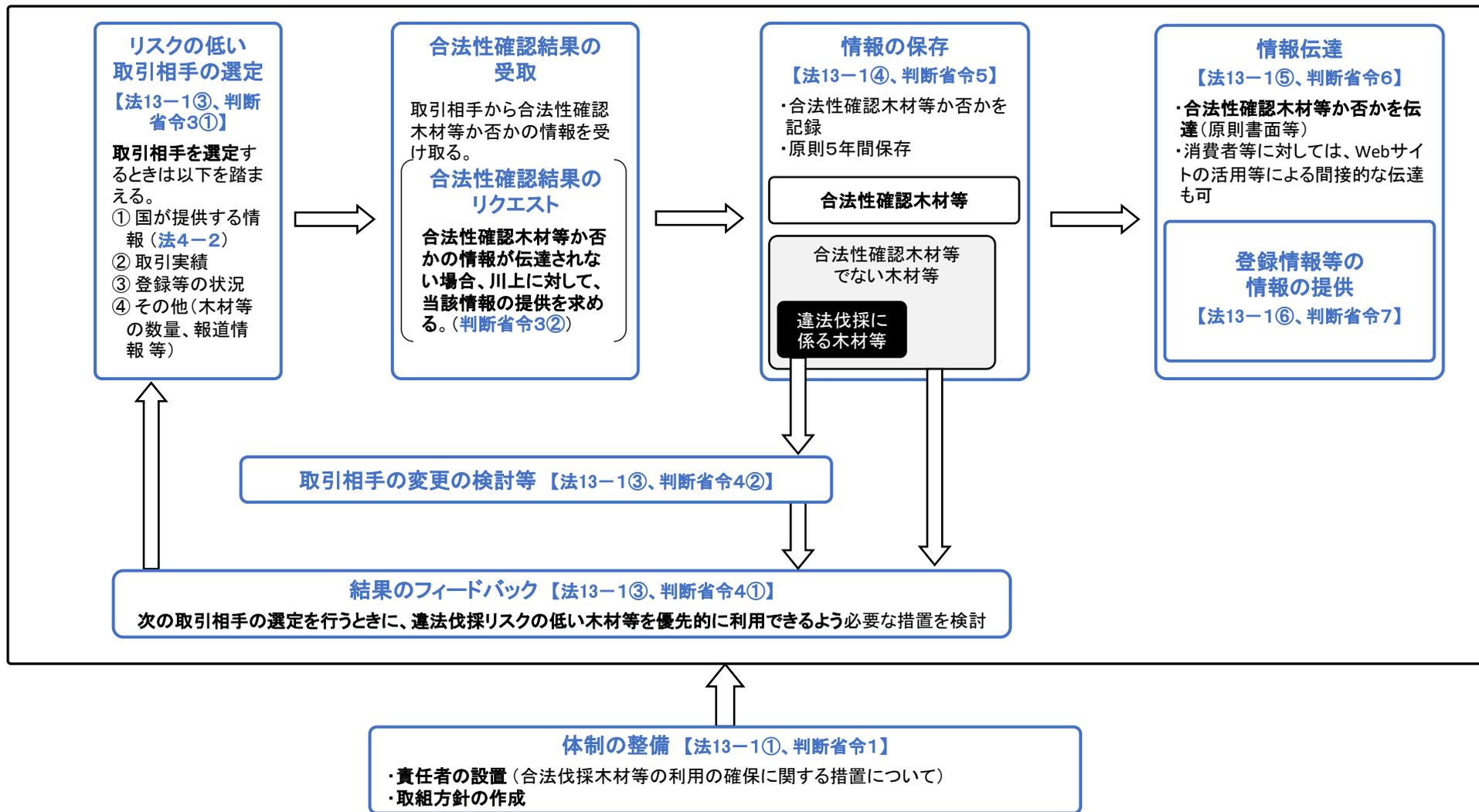
※1 図中の次の表記は、それぞれ次の法令に対応する。法：改正CW法本文、政令：法第6条第2項第2号の情報を定める政令、確認省令：法第三章に規定する木材関連事業者による合法性の確認等の実施等に関する省令、判断省令：木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

※2 図中で引用法令の条項の表記は次の例にならう。(例) 第1条第1項第1号：1-1①

(参考) 合法性確認木材100%に向けたPDCAサイクル (第2種)

【第2種事業者の取組の全体像】

□ : 義務 □ : 努力義務



※1 図中の次の表記は、それぞれ次の法令に対応する。法：改正CW法本文、判断省令：木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

※2 図中で引用法令の条項の表記は次の例にならう。(例)第1条第1項第1号：1-1①

今後のスケジュール

時期	内容
令和7(2025)年	
12月頃	・県産材証明リスト公表 ・クリーンウッドシステム操作研修
令和8(2026)年	
6月末	定期報告×切 (対象者:一定規模以上の第1種事業者のみ)